

議員提出議案第6号

学校図書館に、専門、専任、正規の学校司書の配置を義務づけることを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年6月13日

提出者 西東京市議会議員 森 住 孝 明

賛成者 西東京市議会議員 藤 岡 智 明

学校図書館に、専門、専任、正規の学校司書の配置を義務づけることを求める意見書

学校図書館は、児童生徒の読書活動や調べ学習の充実に大きな役割を果たしています。実際に児童生徒や教員が活用するためには、図書の整備とともに、人の配置が欠かせません。

2014年6月、「学校図書館法の一部を改正する法律」が全会一致で可決し、同月に公布されました。改正学校図書館法は、学校に、司書教諭のほか専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないとの規定を盛り込み、国は、学校司書の資格・養成のあり方を検討し、必要な措置を講ずるとしています。学校司書を法律上位置づけており一歩前進ですが、努力規定にとどまっています。

文部科学省が隔年で実施している「学校図書館の現状に関する調査」の2016年度調査によると、学校司書を配置している学校の割合は、小学校、中学校、高等学校でそれぞれ59.2%、58.2%、66.6%であり、前回より若干ふえているものの、いまだ十分ではない状況です。

学校図書館活動を豊かに発展させるために重要なのは、学校司書の果たす役割を高めることです。多様な資料や情報を的確に提供するための専門性、司書資格が欠かせません。

児童生徒や教員が利用したいときにはいつでも図書館が開いていて、図書や資料について相談できることが大切です。そのためには学校司書が複数校の兼務、あるいは他の事務との兼務ではなく、1校に1名配置され学校図書館業務に専念できる専任であることが必要です。

また、学校司書が日常的に教員と連携することはもちろん、学校職員の一員として学校運営に参加することも求められます。そのためには継続して働き、責任を持って学校図書館運営に携わることができる正規職員であることが必要です。

よって西東京市議会は、学校図書館の運営に当たる専門、専任、正規の学校図書館担当職員としての学校司書を、小学校、中学校、高等学校に配置を義務づけることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 月 日

西東京市議会議長 小幡 勝己

提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣